

船橋市災害弔慰金等支給審査会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年船橋市条例第51号。以下、「条例」という。）第16条第3項の規定に基づき、船橋市災害弔慰金支給審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審査会は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る死亡・障害と自然災害との因果関係の有無の審査及びその他支給に関する事項（ただし、医師の診断書等により明確に判断できる事項を除く。）の検討を行う。

(組織)

第3条 審査会の委員の定数は、6人以内とする。

2 条例第16条第2項に定める医師、弁護士はそれぞれ2人以内とする。

3 委員は、条例第16条第2項に定める者のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 福祉関係者

(2) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 審査会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。